六、株式会社エフ・エム・タカハシ、株式会社東京ストアーおよび有限会社ハマザキ電化センターに対する件

昭和四十七年（排）第二十五号

排除命令

埼玉県越谷市越ケ谷一丁目十番五号
株式会社　エフ・エム・タカハシ
右代表者　代表取締役　高橋多一

埼玉県越谷市越ケ谷二丁目三番二十二号
株式会社　東京ストアー
右代表者　代表取締役　戸賀崎国勝

埼玉県越谷市越ケ谷一丁目九番三十一号
有限会社　ハマザキ電化センター
右代表者　代表取締役　山崎喜八郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　株式会社エフ・エム・タカハシ、株式会社東京ストアーおよび有限会社ハマザキ電化センターは、昭和四十七年七月二十二日から同月三十日までを期間とし、一般消費者を対象に、「総合結婚展」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　株式会社エフ・エム・タカハシ、株式会社東京ストアーおよび有限会社ハマザキ電化センターは、それぞれ、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により、景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三、株式会社エフ・エム・タカハシ、株式会社東京ストアーおよび有限会社ハマザキ電化センターは、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社エフ・エム・タカハシ（以下「タカハシ」という。）は、肩書地に本店を置き、家具類の卸売業および小売業を営む事業者であり、株式会社東京ストアー（以下「東京ストアー」という。）は、肩書地に本店を置き、呉服類の小売業を営む事業者であり、また、有限会社ハマザキ電化センター（以下「ハマザキ電化」という。）は、肩書地に本店を置き、家庭用電気製品の小売業を営む事業者であり、いずれも肩書地に店舗を有している。

二　タカハシは、昭和四十七年七月二十二日から同月三十日までを期間とし、一般消費者を対象として、自己の店舗に、家具類のほか、呉服類、家庭用電気製品等を集めて、「総合結婚展」と称する特別販売を企画し、これに、呉服類については東京ス

トアーの、また、家庭用電気製品についてはハマザキ電化の参加を求めたところ、両者の賛同を得たので、三者間で、右企画についての経費の負担、実施の細目等について協議したうえ、右三者が共同して、次のとおり、景品類を提供することを企画し、この企画を実施した。

(一) 期間中の購入額五万円毎に抽せん券一枚を交付し、後日抽せんを行なう。

(二) 抽せんにより、一等グアム島旅行招待二人一組（この経費約十四万円）一本、二等九州一周旅行招待二人一組（この経費約九万六千円）二本ならびに三等八ミリカメラおよび映写機のセット（二万九千六十円相当）五本を提供する。

三 しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は五万円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は三万円である。したがって、右景品類のうち、「グアム島旅行招待」および「九州一周旅行招待」の価額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、タカハシ、東京ストアーおよびハマザキ電化の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同制限第一項の規定に違反する。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十七年十二月二十二日

公正取引委員会

委員長 高橋俊英

委員 高橋勝好

委員 橋本徳男

委員　呉　文二

委員　滝川正久